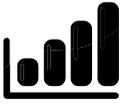


電波の利用状況の調査の見直し案（詳細）

(1) 調査内容・評価手法の深化 ①電波の発射状況調査の活用

現行の主な調査内容

| 調査内容 | | 主な調査項目 |
|----------------------|--|---|
| 総務省の無線局データベースを活用した調査 |    無線局数等の基礎数値調査 | <ul style="list-style-type: none"> ● 免許人数 ● 無線局数 ● 占有周波数帯幅 等 |
| 免許人に対する調査票による調査 |    利用実態等の調査 | <ul style="list-style-type: none"> ● 運用状況(通信量・時間)に関する項目 ● 電波有効利用のための導入技術に関する項目 ● 他の周波数帯への移行可能性 等 |

+

電波の利用状況の調査等に関する省令（平成14年総務省令第110号）第5条第6項において、調査を補完するものとして活用することができることとされている電波の発射状況調査を、有効に活用。（その際、個人情報、機密情報の取扱いに留意。）

総務省の電波監視システム等を活用した電波の発射状況調査

【電波監視システム】

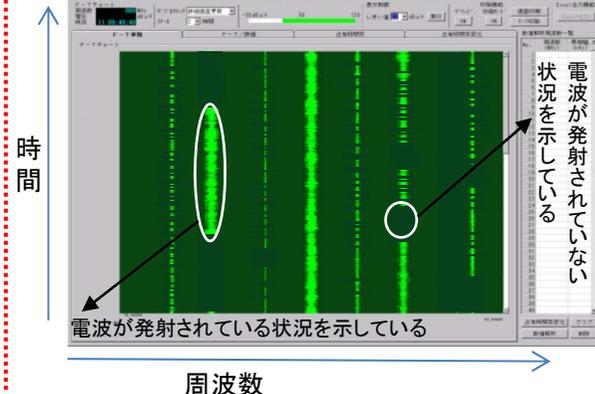


●電波の発射状況調査の活用例①

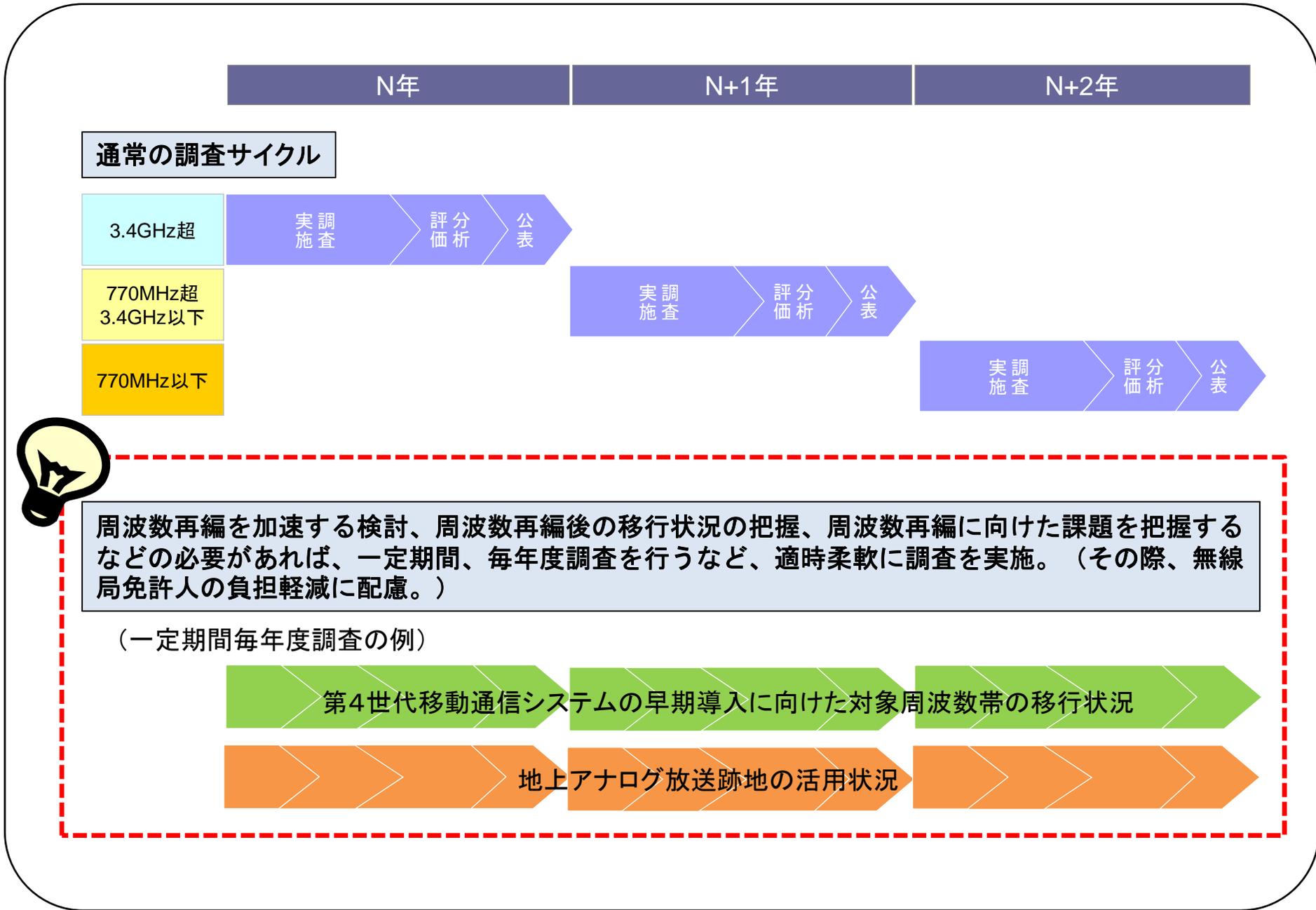
電波の利用実態を、よりの確に把握する必要がある無線システム（例：携帯電話システム、MCAシステム、簡易無線システム等）について、全国11の総合通信局等の所在地（半径約15km程度）で、1システムにつき年間7日（四半期ごとに平均的な日を1日ずつ、特に電波が使われている日を3日間）程度の実測を行う。

【調査結果のイメージ】

【2. 4GHz帯の無線LANの繁華街における調査の例】
アクセスポイントが同一エリアで多数設置・使用されている状況を示している。



- 電波の利用実態をよりの確に把握し、評価に活用
- 電波の利用状況を「見える化」し、電波に対する一般的な理解が向上



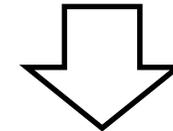
(2) 調査結果の公表方法の見直し

現行の調査結果の公表方法 総務省のホームページ上に、電波利用システムごとにPDF形式で公表。

(例)

| 電波利用システム名 | | ●●無線通信 | | | | | | | | | | |
|---------------|----|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1. 免許人の数 | | | | | | | | | | | | |
| ① 免許人数 [単位:人] | | | | | | | | | | | | |
| | 全国 | 北海道 | 東北 | 関東 | 信越 | 北陸 | 東海 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 | 沖縄 |
| 免許人数 | | | | | | | | | | | | |
| (前回調査年度) | | | | | | | | | | | | |
| 2. 無線局の数 | | | | | | | | | | | | |
| ① 無線局数 [単位:局] | | | | | | | | | | | | |
| | 全国 | 北海道 | 東北 | 関東 | 信越 | 北陸 | 東海 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 | 沖縄 |
| 無線局数 | | | | | | | | | | | | |
| (前回調査年度) | | | | | | | | | | | | |

このデータを加工して分析するなどの活用をしようとする免許人や国民の方々にとっては、扱いづらい、というデメリットがある。



今後の調査結果の公表方法

- 総務省のホームページ上に、調査結果データを二次利用が可能な形式で公表。

(例)

- ・ 数値データは、データ加工を容易とする形式で掲載
- ・ 項目別データの掲載 (例: 同一システム別、管区別、都道府県別 等)

- 調査結果が広く活用される国民にとって有益な情報資産となることを期待。

電子行政オープンデータ戦略 (関連部分抜粋)

第3 基本的な方向性

1. 基本原則

我が国において公共データの活用の取組を進めるに当たり、次の①から④までを基本原則とする。

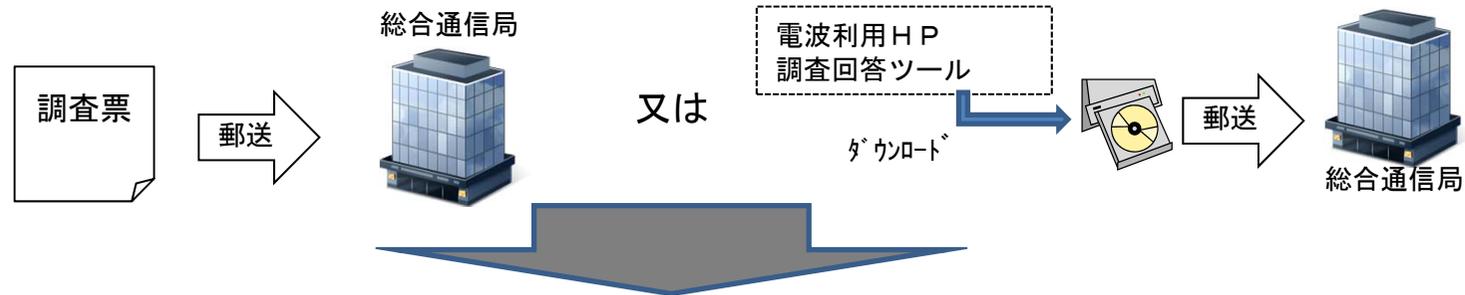
- ① 政府自ら積極的に公共データを公開すること
- ② 機械判読可能な形式で公開すること
- ③ 営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること
- ④ 取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくこと

※ 平成24年7月4日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部で決定された「電子行政オープンデータ戦略」においても、「公共データの活用の取組を進める」こととされている。

(3) 免許人回答手段の電子化

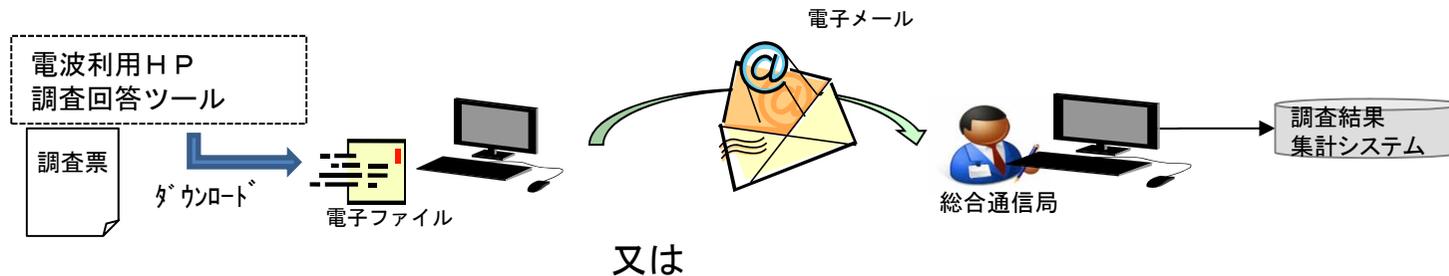
- 免許人の負担軽減等の観点から、現在、郵送のみとなっている回答手段について、セキュリティや費用対効果に留意し、メール回答又はWeb回答の手段を導入。

【現行】



【導入案】

① 電子メールへのファイル添付による提出



② Webサイトでオンライン入力した回答データの提出



⇒ セキュリティ、コストの観点からも検討を行い、詳細を決定